

3 行財政計画の策定・取組状況

策定時期	計画等の名称・内容
平成 8 年 1 月	<p>◆大阪府行政改革大綱（H7 から H9） 【 分権時代の新たな行政システムをめざして 】 ○社会経済情勢が大きく変化する中で、府政運営のあらゆる分野において総点検を行い、行財政運営基盤の再構築を図るため、その考え方を取りまとめたもの。</p>
平成 8 年 8 月	<p>◆財政健全化方策（案）（H9 から H11） ○財政健全化への取組み方策を取りまとめたもの。</p>
平成 10 年 9 月	<p>◆財政再建プログラム（案）（H11 から概ね 10 年間） ○財政危機を早急に克服するとともに、「明日の大坂づくり」に向けて、新たな時代の要請に柔軟かつ的確に対応できる弾力的で足腰の強い行財政体質を確立する道筋を明らかにするため策定したもの。</p>
平成 13 年 9 月	<p>◆大阪府行財政計画（案）平成 13 年版（H14 から H23） ○財政再建プログラム（案）の成果の上に立ち、施策・組織構造、行政運営システム、職員意識など、従来の「右肩上がりの時代」の府政の殻を打ち破り、出資法人改革や負の遺産の整理も含めた、府政の全面的な構造改革に取り組むため策定したもの。</p>
平成 16 年 11 月	<p>◆大阪府行財政計画（案）【改定版】平成 16 年版（H17 から H23） 【 地域主権の府政へ – 21 世紀の自治体経営モデル – 】 ○府が直面する課題に対応し、平成 19 年度の財政危機を確実に乗り越えることはもとより、大阪再生を果たすには一層の取組みが必要であるため、平成 13 年 9 月に策定した行財政計画（案）を改定したもの。</p>
平成 18 年 11 月	<p>◆大阪府行財政改革プログラム（案）（H19 から H23） 【 赤字構造からの脱却、次世代負担の抑制へ 】※行財政計画（案）の追加取組 ○当面の財政危機にとどまることなく、持続可能な行財政構造をできるだけ早期に確立できるよう、計画期間に実現をめざす新たな目標を設定し、さらなる行財政改革を進めるため策定したもの。</p>
平成 20 年 6 月	<p>◆財政再建プログラム（案）（H20 から H22） 【 「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底 】 ○平成 20 年度から、(1) 減債基金からの借入れをしない、(2) 借換債の増発をしない、ことを前提に「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないよう、財政構造改革に着手するもの。</p>

平成 22 年 10 月	<p>◆大阪府財政構造改革プラン（案）（H23 から H25）</p> <p>【 財政規律の堅持とあわせ、国の制度を改善し、自律的な財政構造を実現する。】</p> <p>○10 年以上改革を続けても恒常に財源不足が続くのはなぜなのか。こういう問題意識から、平成 22 年 4 月に公表した「財政構造等に関する調査分析報告書」では、自らの改革の手は緩めることとあわせ、国の制度にも課題があることを明らかにし、今後、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、歳入歳出や公務員制度など自らの改革に取り組むことはもちろん、地方財政や社会保障などについても国に提言を行い、財政構造改革の実現をめざす。「財政再建プログラム（案）」の後継計画として策定したもの。</p>
平成 26 年 2 月	<p>◆平成 26 年度行財政改革の取組みについて</p> <p>○大阪府財政構造改革プラン（案）の計画期間は平成 25 年度で終了となるが、引き続き厳しい財政状況の中、新たな大都市制度を実現するとの目標等を考慮し、平成 26 年度はプラン（案）の改革の視点を承継した取組みを 1 年間実施。</p>
平成 27 年 2 月	<p>◆行財政改革推進プラン（案）（H27 から H29）</p> <p>○これまでの改革の取組みを継承・発展させつつ、「強い大阪」の実現をめざし、自律的な行財政マネジメントや新たな発想・視点からの行政展開を軸に、今後の府の行財政運営改革の基本方針を示す。あわせて、直面する収支不足への対応をはじめ、健全で規律ある財政運営の実現に向けた方向性を明らかにする。これらにより、新たな時代環境を見据え、広域自治体としての行財政基盤の充実・強化をめざすもの。</p>